

市營住宅を建設して吾等失業者に供給せよ 可決
十二、登録失業者に對する就職優先權獲得に關する件 渡邊 學 説明

製鐵所其他の工場雇入に登録失業者を優先せしめよ 可決
十三、縣營工事賃金値上要求に關する件 小田 次七 説明

縣營工事は男一圓、女六十錢で労働時間も遂に長い、市
營工事（男一圓五錢、女七十錢）と同様の賃金を要求す
る 可決

十四、時間短縮に關する件 持谷 耕 説明

門司の失業救済事業は朝七時半の受付で吾々より三十分
遅い、昼食は四十五分間で外に午前午後各十五分の休
憩時間がある、入浴は昼食が三十分のみで四十五分も休
憩時間が違ふ、労働を短縮せよと言ふのではない、朝一

時間受付を遅くして貰ひたいと要求するのだ 可決
十五、誠首反對に關する件 秋山 六郎 説明

失業者が首切られたら首ツリだ、日本は資本主義だから
失業者が出る、ロシヤの如きは社會主義即ち人間本位だ
から失業者がなく、おまけに五日に一日の公休日がある
吾々の様な一時的な就業者を首切には絕對反對する 可決
十六、紹介所改革に關する件 成重 誠 説明

職業紹介所の役人は一般に融通が利かぬ、外國では紹介
所に理事會と云ふものがあり双方の代表で監督してゐる
が我國では職業紹介所法第六條に使用者、労働者の代表
を選出し構成にする事を得との規定があるが管理權に就
ては労働者の意見は取入れてない、吾々失業労働者にも
管理權を與へ役人根性に支配されざる眞に職業紹介所の